資料２

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正案	現　行
（学識経験委員の解任） 第16条　学識経験を有する者のうちから選任した委員が、法第63条第４項第２号の規定に該当することとなつたときは、市長は当該委員を解任することができる。 （清算金の分割徴収又は分割交付） 第24条　略 ２～８　略 ９　第１項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。 (1)　分割徴収する清算金　法第103条第４項の規定による換地処分の公告の日の翌日における都市銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第４条第１項に規定する免許を受けた者で、金融庁所管の免許・登録業者一覧により都市銀行に分類されているものをいう。）の住宅資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率を平均した利率（当該利率が法第103条第４項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率とする。） ア～エ　略 (2)　分割交付する清算金　法第103条第４項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率	（学識経験委員の解任） 第16条　学識経験を有する者のうちから選任した委員が、法第63条第４項第２号又は第３号の規定に該当することとなつたときは、市長は当該委員を解任することができる。 （清算金の分割徴収又は分割交付） 第24条　略 ２～８　略 ９　第１項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とする。 (1)　分割徴収する清算金　法第103条第４項の規定による換地処分の公告の日の翌日における都市銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第４条第１項に規定する免許を受けた者で、金融庁所管の免許・登録業者一覧により都市銀行に分類されているものをいう。）の住宅資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率を平均した利率（当該利率が年６パーセントを超えるときは、年６パーセントとする。） ア～エ　略 (2)　分割交付する清算金　年６パーセント